

# サヴォナローラの時代、生涯、思想（十六）

須藤 祐孝

## 目次

- I ルネサンス・フェッラーラ、フィレンツェ、そしてイタリア（1）
  - i ニッコロ三世の統治期（1402-41）
  - ii レオネッロの統治期（1441-50）
  - iii ボルソの統治期（1450-71）
  - iv エルコレ一世の統治期（1471-1505）
- II サヴォナローラ本家、分家と分家家長・祖父ミケーレ
- III 誕生、そして旅立ち
- IV 〈出家〉―「イエス・キリストの騎士」「戦う騎士」へ、  
「肉体の医師」から「魂の医師」へ
- V 〈天啓〉、そして〈政治的〉修道士の胎動
- VI 強まる〈政治的〉修道士の胎動
- VII 志―原初の教会の再生―、忍び入る政治の〈魔性〉
- VIII 「運命の二四九四年」（1）―メデイチ体制の崩壊、  
フィレンツェ外交の前面へ

- IX 「運命の一四九四年」(2) — (政治的) 修道士の誕生、フィレンツェ政治の中心へ、フィレンツェを「神の都」に 一九二号
- X 「大評議会」、(サヴォナローラ共和制)  
— 「神の都」の統治構造、最上層に立つ熾天使代行人 一九五号
- XI 強まる内外の敵の攻勢(1) — 「信仰心無き者たち」非難、最高指導者の高揚、動揺、不安 一九八号
- XII 強まる内外の敵の攻勢(2) — 教皇アレクサンデル六世前面へ、せまる  
「大きな危機」 二〇一号
- XIII 激震の前兆(1) — 「このアモス」(II (現在のアモス) の叫び) 二〇五号
- XIV 激震の前兆(2) — 消える(光輪)、始まる運命の下降、強まる危機感 二〇六号
- XV 破門 — 「異端」による、ではなく「不服従」による 二一〇号
- XVI 忍耐という牢の中の自己表出、せまるその限界 本号

## XVI 忍耐という牢の中での自己表出、せまるその限界

サヴォナローラ派が占めた九七年七、八月の「政庁」は、発足してすぐの七月八日、彼の破門撤回を教皇に働きかけ始めた。これまでの反サヴォナローラ派「政庁」の下では、前章でふれたように「(全権) 十人委員会」だけがそうした働きかけを行っていた。しかし教皇に直接、働きかける権限のない「委員会」は、自分たちが派遣した大使パンドルフィーニや教皇庁で教皇周辺にいたベッキを介して間接的に働きかける他なかつ

た。それに対し、「政庁」は直接、教皇に働きかけること、たとえば書簡を送ることなどができた。

できたけれども、事態は動かなかつた。教皇は、サヴォナローラのローマ（教皇庁）への出頭かサン・マルコ修道院のトスコ・ロマーナ管区への統合という、これまで出してきた条件をゆるめようとはしなかった。とにかく彼を黙らせるという密かな狙いを固く抱き続けていたからだ。（参照、↓XIV章）

この間にも、市内の状況は混迷を深めていた。ペストの勢いはいささか鎮まりつつあったもののなお止まらず、死者が増えるばかりの上、食料不足がさらに深刻になり、とりわけ貧者の間に餓死者が増えるなど、険悪な空気が広まっていた。

ペストについては、前章でランドウッチの記述をとおして見たので、ここではサヴォナローラの身辺の状況に焦点をしばって見てみよう。

七月九日、サン・マルコ修道院で初めて死者が出た。トンマーズ・ブズイーニという、院内の中心的な修士で、サヴォナローラと非常に親しい者だったという。

このこともあつてか、彼は若くかつ有能で彼自身の力にもなる多数の修道士たちを、幾人かの市民から提供された郊外にある彼らの別荘に避難させた。しかし自身は少数の者と院内に留まり、論文の執筆、集成と多くの手紙による自分の心情、思考の発信を続けた。

一五日、キリストを信じている「愛する兄弟たちへ」宛てた書簡形式の説論文を書き、間もなく印刷し流布させた。——これは四〇年たらずあと、ヴェネツィアで「魂のペスト治療論」という題名を附され、印刷、刊行されたという。<sup>(1)</sup>

誰がこうした題名を附したのかなど具体的なことは何も明らかでないけれども、文章を一読すると、見事

といえは見事な題名だと思わせられる。初めから終わりまで、ペストについての、あるいはペストに対する「魂」〔= spirito = 心、気持〕の在り方、持ち方が、彼の言葉で言うなら「魂の治療法」が七項目に分けて説かれていくからである。しかも冒頭、次のような一般論が前書きのように述べられているからである。

ペストや肉体の他の病気に對する肉体の治療を輕視してはならないけれども、しかし魂の治療を欠いていれば結局すべてが無に歸する。命を長引かせることはできても死に抗することはできないからだ。それゆえ一層、熱心に魂の治療に努めなければならない。魂の治療によつて我々は永遠の生命を得、かつしばしば肉体の健康を、肉体の治療がこの世の人間に作り出してくれない肉体の健康を得るからだ。それゆえ私は魂の醫師として、あなたたちに悪疫の良き治療法を与えようと思つたのだ。これは、ペストも他の病氣もあなたたちを損なうことがなくなるような最良の治療法なのだ。(傍点は引用者、この章以下同)

くり返し猖獗をきわめて人間を、人間の世を混乱させているペストの「最良の治療法」であり、肉体の他の病氣の「最良の治療法」でもある「魂の治療」を、「魂の醫師として」教えてやるという。しかもこの「魂の治療」は人間に「永遠の生命を得」させてくれる、「肉体の治療」は「死に抗することができない」のに「魂の治療」は死を超えた「永遠の生命を得」させてくれる、というのである。——ペストという現実の病氣の治療が、「永遠の生命を得る」という信仰の次元の「治療」に、いやその「治療」の成果に直結している。いやすり替わっている。サヴォナローラの思考の特色が、これまでの説教のいずれにも劣らず表われている。現実への具体的対処はすり落ちていく。考察の対象となっていない。

この一般論のあと、七つの項目をあげる。その最後、七番目の、「肉体の治療を軽蔑してはならない」では、「医師から与えられた肉体の治療法を軽蔑してはならない」と述べた上で、「医療の技術は人間の肉体の快調、健康のために神から与えられたからだ」と説いている。彼にとつて、すべての淵源は変わらず神である。したがって、「肉体の治療法」が「魂」の治療法に終始するのは当然である。実際、ここで彼が展開している説の基本は、これまで説き続けてきた「正しく生きること」、すなわち神の意志、神の法に則して生きること、である。たとえば最初の項目では言う。――「諸々の罪を真に悔悛し、告解し、償って自分の悪しき氣質を清めなければならない」。

しかし目立つのは、「正しく生き」ても防げない、治癒もできないペストへの敗北感ないし諦念を基本としている（ような）項目である。――「臆病であつてはならず、勇気を出さなければならぬ。我々は一度は死ななければならぬことを考える必要がある」（三番目）。「この悪疫に抗するにはしばしば神の助けが不可欠であり、人間のもろさと必要の範囲でできる限り祈り続けなければならない」（四番目）。

だが続く項目は、ペストに関わるこれまでの説教では見られなかったものになる。「隣人に、特にペストにかかった隣人に慈悲深くせよ」（五番目）、「魂」を「快活にせよ」（六番目）など、特に信仰に関わるわけではない日常の生活に即した、そして誰の心にも入る説諭である。逆の立場から見れば、サヴォナローラでなくとも心やさしい俗人の誰の心からも、口からも出る言葉である。これが彼の書簡で記述されたものだと考えて読みなおすと、祈つてもどうにもならないことを意識しているがゆえの「優しさ」から生じた言葉のように思われてくる。

二年前、九五年に彼は、神がこのイタリアの、ことにフィレンツェの大きな罪を「罰するために送った火」、すなわち「戦争、飢餓、ペスト」のなかでも最も恐ろしく危険なのがペストだ、ペストに備えよ、「とにかくペストは襲来するからだ」と叫び続けていた。(参照、↓ⅩⅢ章) しかしどう備えるかは語らなかった。現実への対策は、やはり彼の考察には含まれていなかったのである。

この間にも、ペストはますます力を増してはびこり続けていた。

この恐ろしくも危険な神罰への対処を説く、いや説こうとする文章が、「魂のペスト」の「治療論」となるのは当然といえば当然かと思われる。というのも、神罰は悪しき生き方、すなわち神の意志、神の法に反する生き方から生ずる罪に対する神の裁きの表われである以上、その罰の最も恐ろしいものである「肉体のペスト」は、すでにペストの罰を受けて人間を悪しき生き方へ導いている「魂」から発しているとされ、この「魂」の治療が最重要視され最優先されるのは当然だからである。まず「魂」を、悪しき生き方から正しい生き方へ導かなければならないのである。

しかし今や、「正しく生きること」が何の対処法にもならない現実が、いやおうなく彼の目に入り続けている。この現実と日々、相對しているサヴォナローラの内心から生じている思考の混迷を、この短い「魂の治療法」は如実に語っている。すなわち、「最良の治療法」だとなお豪語しながら語ろうとする文章で彼は、その根拠として、すぐ前で見たとように、この「魂の治療」は人間に「永遠の生命を得」させてくれる、「肉体の治療」は「死に抗うことができないう」のにこの治療は死を超えた「永遠の生命を得」させてくれる、と言う他なかつたのだ。現実への対処法を語れないがゆえに、一挙に、「永遠の生命を得」という信仰の次元の結論へと跳躍する他なかつたのだ。有りていに言うなら、逃避する他なかつたのだ。

治療法は別として、このように自分を追いつめていたペスト猖獗の情況そのものを、彼はどう見、どう語っていたのか。

書簡公表の九日後、二四日、自分の兄アルベルトへの手紙で述べている。——ペストは、ここではまだ非常に恐ろしいというわけではないがそうなるうとしている。神が助けて下さらなければ、そうなる。「今は」本物のペストよりペストのような熱病で多くの者が死んでいる。日に六〇人、七〇人死んだと言われている。百人だとも言われている。本当かどうか私には分からない。しかしこの状態は止まらない。我々の所では神の恵みにより無事である。九〇名以上の修道士を〔市〕外に送り出したけれども、私はフィレンツェを離れずにいる。私は恐れていないからだ。神の恵みが我々にあることを願っている。苦しんでいる者たちを慰めるために私はここに留まったのだ。——大筋では、前章で見たランドウツチの記述と同様のことが語られている。

翌八月、一四日、彼はまた兄アルベルトに、今度は院内の様子を知らせる手紙を送っている。

仲間は皆、陽気でおり、神に身を捧げる日々を過ごしています。自分が大切な修道士たち、特に若い者たちを〔市外に〕送り出したというのは事実です。こちら〔フィレンツェ〕の市民たちはとても慈悲深く、〔市外にある〕自分たちの館を提供し、〔生活に〕必要な費用も提供してくれたからです。……院内にはまだ四〇人あまりが残っていますが、必要な費用は皆、市民が提供してくれていて、何の不自由もありません。自分たちは院外に出なくても市民がみな送って、あるいは持つてきてくれます。もしローマ〔教皇〕が私に敵対しているなら、それは私ではなく神に敵対しているということだ、神と戦っている

ということだと分かって下さい。誰が神にさからってなお平穩を得るでしょうか？ 神が勝利することを疑わないで下さい。私がここフイレンツェに、ペストのただ中にいることを恐れないで下さい。主〔なる神〕が私を助けて下さるからです。私は苦しんでいる者たちを、修道士であれ世人であれ慰めるためにここにいます。修道士たちからも市民からもここを離れるよう懇願され、安全な場所を数多く提供されましたけれども、それでも私は神の子羊〔＝信徒〕たちを捨てたくなかったのです。信仰する者の心の喜びは、生きるにつけ死ぬにつけ信じがたいものであるということに注目して下さい。<sup>(3)</sup>

これによると院内には、ランドウッチが言っていた「何人かの修道士」(参照、↓前章)よりもかなり多くの修道士が残っていたようである。しかし、この数字は本当か？ 実際よりかなり多く書かれているのでは？とも思わせられる。というのもこの手紙は、兄アルベルトを安心させようとする配慮から書かれているように思えるからである。

たとえば、「自分が大切な修道士たち、特に若い者たちを〔市外に〕送り出したというのは事実です」、という一文である。これは、兄から、他の仲間を市外に避難させたというのではないか、自分だけフイレンツェに残っていて大丈夫なのか、と自分を案じてくれる手紙を受け取っていたことを示唆しているように感じられる。また、「もしローマ〔教皇〕が私に敵対しているなら」という一文も、教皇が敵対してきていると言われているが大丈夫なのか、と問われていたことを示唆しているように感じられる。

もしそうだとすると、一方では情況が実際以上に肯定的に述べられるとともに、他方では、ペストの勢いとローマ教皇からの攻撃の勢いの増大による情況の深刻化への、信仰による対応のたしかさが、普段以上に強調



されているのも納得できる。信仰の力の強調は彼にはめずらしいことではない。とはいえ、ここでは、他でもない教皇が自分に向けてきた敵対行為を、神への「敵対」、「神への攻撃」だと断定している。加えて「神にさからう」者すなわち教皇は負けると言い切っている。兄相手の私信ではあるにせよ大胆な、いや大胆すぎる断言である。こう言い切る自信を抱けるほど彼の内心は定まっていたのだろうか？ そう後世の者は疑問を抱かざるを得なくなる。

というのもこの月、八月、フィレンツェにとつてもサヴォナローラにとつても、九四年末の新共和制成立以降、最も深刻な問題が生じていたからである。月初め、メディチ派によるピエロ・デ・メディチ復帰の陰謀容疑で、同派の中心人物で市内でも重鎮的存在である者、二名——この年三、四月の「執政長官」だったベルナルド・デル・ネーロ（参照、↓XV、IX章）とニココロ・リドルフィ（後述）——を含む五名が逮捕された。拷問を受けて容疑を認め、（制度上は）二百名（で実際は二三六名）から成る「諮問会議」で死刑を宣告された。宣告された者たちの家族が宣告に不満を唱え、法に則して「大評議会」に再審議を求めようとした。ところが、この再審議承認の可否について「政庁」内部で見解が分かれたため、二二日に改めて「諮問会議」が開かれ、そこで可否両派の激しい討論が行なわれた。承認派が控訴法遵守の「正義」遂行の必要性を怒りのこもった大声で強調したのに対し、メディチ家の最大の敵とも称されていた、かつ、サヴォナローラ派の中心人物で今や市内政治の中心人物ともなり「諮問会議」の一員になっていたフランチェスコ・ヴァローリが、さらに激しい怒りのこもった大声で、罪人嚴罰という慣習遵守の「正義」が守られなければ同様の騒動が生じ続けると再審議否認を唱えた。

双方がそれぞれの「正義」を主張し合う中、ヴァローリが再度立ち上がり、重要案件の決着をつけられない

「政庁」の執政委員たちに罵声をあげせ、彼ら罪人を死なせられないなら自分を死なせろ、とそれまでも増して断固たる大声で叫んだ。その迫力に一同が圧倒されて再審議否認と決まり、宣告された。

これがただちに本人たちに通告され、かつただちに、五名の一人ひとり——他の者の処刑を目にすることがないように——少しの間をおいて斬首された。死刑宣告は本人たちそれぞれの家族にも通告されたものの、家族が処刑前に本人たちに面会する時間はなかった。ただ、遺体は各家族にあずけられ、通常の埋葬を認められた<sup>(4)</sup>。

死刑宣告などに関する「大評議会」への上訴制度は、二年あまり前の九五五年、三月一九日の「布告」で、サヴォナローラが特にこの年の初めから説教で強く訴えたことが実つて、定められたものだった。全市民の融和と団結のため、「司法八人会議」と「政庁」によって死刑または手足切断の刑を宣告された者に、都市〔国家〕の「支配者」である「市民」から成る「大評議会」に不服を申し出て再審議を受けることが認められたのだ<sup>(5)</sup>。

刑罰の審議、裁決に関わるこの二つの機関では、それぞれの成員九名のうちの六名が同意を表わす「黒いそら豆」を投ずることによって有罪の裁決を下していた。したがって、裁決に必要な六名をそれぞれの機関で占めた派は、反対派を意のままに抑圧する、さらには排斥する裁決を下すことができた。自派の独裁的支配を実現するような裁決を下すことも可能だった。そのため、フィレンツェは常に独裁支配成立の危険性を内包してきた。かつ実際にそうなり、その後の反対派への容赦ない弾圧、それ対にする弾圧された派からの復讐、といった血で血を洗う政争にさらされてきた<sup>(6)</sup>。

こうした中で、「六個の黒いそら豆」は政争の勝利の象徴であったのみならず、政争の幾多の弊害の象徴ともなっていた。それゆえ、「全体の平和」、融和を希求しかつ説教し続けていたサヴォナローラにとって、「六

個の黒いそら豆」が生み出すこうした弊害をいかに減らすか、彼の言葉に従えば「六個の黒いそら豆」の力をいかに「制禦する」か、いや削ぐかが大きな課題だった。

この課題の解決案の、いかなれば原案を示したのが、彼の、この九五年、一月六日の説教<sup>(7)</sup>である。その結論を先に言えば、「六個の黒いそら豆」によって下される裁決、宣告は、これに不服な者に、「市民」(「Popolo」)の代表から成る最高機関である「大評議会」(「の委員の中」)から選ばれた八〇ないし百名から成る評議会への「上訴」を認めるといふ、「条件つきで」下されるものとする、である。

彼はこの案も、すべて神の意志に従う、あるいは神に赦しを乞うものだ、したがってこうでなければ必然的に神の罰を招くことになるものだと提起している。フィレンツェが、「諸々の危険と苦難にさらされてきたのに」、「この三ヵ月間」、すなわち九四年一月の政体改革開始以来、「大きな流血も損害もなくこれらの苦難を超えてきたのは、神が汝(「フィレンツェ」)への怒りを大いに和らげて下さったからだ」と信じなければならぬ。そしてそれゆえ、「汝は隣人への怒りを和らげ、隣人を赦さなければならぬ」。……「汝の隣人への、市民への怒りを和らげ、彼らを赦さなければならぬ。さもなければ、神は汝にその無数の罪の償いをさせるだろう。用意してきた罰を汝に下さるだろう」。

だから、神の意志を、またそれを汝らに伝えている自分の言葉を信じよ、と言わんばかりに彼は長々と説いていく。

「汝らの中で公務において間違った宣告をしなかった者、黒いそら豆を出すべきところで白い豆を出した、あるいはその逆のことをしたということがない者はいるか？」いないのだ。人間で間違いをおかさなない者はいないのだ。だから、その間違いを制する策を講じなければならぬのだ。

にもかかわらずフィレンツェではそういうことがなされてこなかったから、長く流血の争いが続き、今も見てのとおり過去の争いから生じた「非常に多くの憤激が爆発されざるを得なくなっている。これからもこうしたことが続いていくだろう」……「必要なのは政庁の六個のそら豆の力を制禦することなのだ」。——そのために、「大評議会」への上訴という法制度が必要だというのである。

加えて、強調している。——この上訴によって「政庁」は権威を減らすどころか増すだろう。というのも、「政庁」の決議が正当な理由からなされていれば上訴審でそう認められるからだ。また、上訴審は「政庁の権威を奪うのではなく悪い権威を正しく奪うからだ」。——ここで言う「悪い権威」とは、正当な理由からではなく行なった決議のことだろう。そうした不当な決議を発する「政庁」の不当な権威を「正しく奪う」ことで、上訴審は「政庁」の正当な権威を高めるのだ、というのである。

このあとも彼は「六個のそら豆」について、この説教のようにメイン・テーマとしてではないながらも語り続けた。たとえば二週間後の一月二〇日の説教では、この問題については語りたくないのだが、と言いながら語り始める。——「フィレンツェよ、私はもう六個のそら豆については説きたくない。なぜなら、汝は汝にとつて必要なことを望んでいないからだ。私はそれを汝に強制しようとは思わないのだ」。

しかしすぐ、——キリスト教の素養、知識に欠ける者にはいつにも増して不可解なのだが——「靈魂」を例にあげて説き始めている。

「靈魂の第一の権力である理性が上訴〔制度〕を有していないのと同様、都市〔国家〕フィレンツェの第一の権力である政庁はこの制度を有していないのだ」と言うなら答えよう。この「政庁の」職につく者たちが市内で最も「賢明」で、かつ職についている間もそうであり続けるならこの制度は不要だが、「汝も知つてのと

おりこの職務についている時も常に最も賢明であるわけではないから」これは必要なのだ。

ここまでは、「靈魂」とちがって生きた人間は常に「賢明」であるとは限らない、権力の座についてからも「賢明」であるとは限らないのだから、その決議に対する「上訴」制度は不可欠なのだ、と言おうとしているのだろう。そうであるなら実にまっとうな見解である。

分からなくなるのは、これに続く言葉である。——「フィレンツェよ、私が汝に言っていることはすべて、私が〔人間の有する〕自然〔本性〕の理性〔＝ragione naturale〕と〔神の〕超自然的光〔＝lume soprannaturale〕によつて〔真実である〕と証明していることなのだ。これを信じなければ、汝は被害を受けるだろう」。

なんと、自分が言っていることは、自分が人間の本性として有する「理性」と「〔神の〕超自然的光とによつて」——（つまり自分は神から「超自然的光」を受けているのだがその光とによつて）——真実だと「証明していること」なのだというのである。自分は神の超自然的光を得ていると自分が信じていることも、自分はその光にも従つて証明していると信じていることも、すべて真実だというのである。自分が信じていることは、即、真実であると証明されたことなのだ、一言でいえば自分の信仰は真実なのだ、「汝フィレンツェ」にとつても真実なのだ、というのである。

自分の信仰への強い自信を表わす見解、というよりはその自信から生まれた見解、あえて言いかえるなら自信の塊にすぎない見解が、自分の思うほどには信じられず、支持されず、現実の制度として実現されないことへの不満を表白した説教ではないかと思える。

こうした説教後の経緯は明らかでないのだが、二ヵ月後の三月一九日、先に見たような「布告」が発せら

れ、「上訴」制度が定まった。したがってこの制度は、彼によって発案され、推進され、定められたといつても過言ではない。

それゆえなのだろうが、この制度の内容も彼の説教、ことに一月六日の説教における幾つかの提言から生まれている。中でも注目すべきなのは、「過去の政体の味方だった市民はこの「フイレンツェ市民の」絆の中で平穩に、かつ満足していけるだろう」という言葉である。

ここで言う「過去の政体」とは、明らかに、倒されたばかりのメデイチ支配体制を指し、その「味方だった市民」とはメデイチ派の者たちを指している。彼らも「平穩に、かつ満足していける」ようにというのは、同派の者たちも、現「政庁」の決議に不満があれば「大評議會」への上訴を認められるように、ということである。こうすることで、これまでくり返されてきた勝者、敗者間の憎しみから生ずる市内の対立と流血の闘争をもう生じないようにせよというのである。

この原案にそつて、上訴法の上訴該当者には、九四年一月八日以降、すなわちメデイチ政権崩壊時点以降、一般市民となつた者も含まれた。したがつて、権力の座を失つたメデイチ派の者たちは、その後を継いで政権の座についた反メデイチ派の者たちによる一方的、政治的処断を免れる可能性を得た。そしてここから、メデイチ派（＝灰色派ビージ、または玉派パツレスキ）とサヴォナローラ派（＝修道士派フラテスキ・泣き虫派ピアニョーニ）が提携する契機が生じた。のみならず、旧メデイチ支配下の有力者たちが新共和制の下、いわゆるハサヴォナローラ共和制の下で地歩を得る契機も生じた。

したがつて当然、メデイチ派にもサヴォナローラ派にも反撥していた古くからの上層有産層の青年たち、通称、憤激派は、サヴォナローラとメデイチ派は通じていると強く非難していくことになった。

なお、すぐ前で見た「大評議会」への上訴否認、直後の死刑執行の憂き目にあつた五名の中に、ヴァローリと並ぶサヴォナローラ派の中心人物でサヴォナローラ自身とも親しいジオヴァンニ・バッティスタ・リドルフィ（1448-1514）の兄、ニッコロ（1444）も含まれていた。これは、サヴォナローラ派の中心人物の兄がメデイチ家復帰陰謀の主要人物だつたということなのだが、サヴォナローラ共和制成立時の状況を考えると、かならずしも不思議なことではなくなる。

加えて、ここではより基本的な問題を、あえて踏まえておかなければならない。法制度は、設定された以上、その設定時点における各人の政治的立場がどうであつたかを問わず、すべての者に等しく適用されるはずである。いやされなければならぬ。視点を變えて言えば、どんな立場に在つた者でもその制度を活用できる、いやされなければならぬ。法による統治の基本原則である。こうした現代にも通ずる法による統治原理を、——メデイチ〔体制〕派の者にも等しく新たな上訴権を認めるよう暗示したサヴォナローラ自身がどの程度意識していたのかは分からないが——、彼は自身の提案と主導によつて設定したことになる。

こうした、いふなれば近・現代的思考を持ち出さなくとも、都市〔国家〕の眞の支配者である「市民」の意志による統治をという、サヴォナローラ共和制成立当初の彼の意志が生かされるためにも、誰よりも彼自身が先頭に立つて、メデイチ家復帰陰謀の主導者五名の上訴否認を唱え、訴えるべきだった。

だが、この件に関して彼は一貫して沈黙を保つた。<sup>(9)</sup>修道院の房で、すでに書き終えていたラテン語の著書『十字架の勝利』の俗語訳版刊行の準備に没頭していた。——なぜなのか？

これに関する直接の参考資料になるのではないかと期待を抱かせてくれるものは、五名の最終宣告、処刑の

二日前、一九日にサヴォナローラがジョヴァンニ・バッティスタに送った、この件を示唆する具体的な言葉のない私信<sup>⑩</sup>一通のみである。

「真のキリスト信徒は、大変な順境で思い上がりせず、大変な逆境で意気沮喪せず、あらゆる時に平静を保つことができる」。 「信仰の力」によってそうなる。「信徒には、信仰によって、地上におけるこの生は無価値なものとなる。そして信徒はたえず未来のことを考える」。……等々と述べたあと、忠告する。——「それゆえ我がジョヴァンバッティスタよ、君のこの逆境においては、信仰の力と君の大きな心を呼びおこしながら考えるのです。この世の名誉や富は一陣の風のように通り過ぎて行き、我々の〔生きる〕時間は日ごとに短くなっていることを、です」。

終わり近くでさらに忠告する。——「我々は悲しみもその他のあらゆることもさておいて君の兄上の魂を考えなければなりません。仮に、神が兄上の死をお望みになられたとしても、です。兄上の魂を得ることによって、君は兄上を永遠に得るでしょう。そして何も失なわないでしょう。おそらく神は、兄上を救うためにこの贖罪〔の苦行〕〔= penitenza〕を定められたのです。しばしば苦難は、繁栄している中で地獄に落ちようとしている人間を救うものなのです」。

傍点を附した言葉、「君のこの逆境」と「仮に神が兄上の死をお望みになられたとしても」、は手紙の相手の兄が死刑を宣告、執行された一人であることを知る者にのみ具体的な意味が分かる手紙である。全体として冷静といえど何と冷静なことか。敬虔ゆえの冷静さと言うべきなのか、あるいは冷静ゆえの敬虔さと言うべきなのか？ また個々の言葉、文章、たとえば、兄の「魂を考え……魂を得ることによって……彼を永遠に得る」といった言葉は、サヴォナローラが日ごろ言っている「真の信仰」を抱く「真の信徒」の間では慰めとも励ま



しともなるものなのかもしれない。もしかしたら何にも増してそうなるものなのかもしれない。しかし仮にそうだとしても、全体にこの手紙は、近年の研究書の言葉を借りて、「冷たくも敬虔なお悔やみ状」<sup>①</sup>とでも表現する他ないと思える。

しかしこの手紙で最も注目すべきなのは、これが、兄の死はすでに決定しているかのように書かれているということである。書かれたのは、先に述べたように最終裁決、宣告、処刑の二日前である。つまりサヴォナローラは、「諮問会議」におけるヴァローリの決定的発言を受けての最終裁決、宣告の前、すでにその宣告内容を知っていた、あるいは少なくとも確実にそうだと予見していたということになる。なぜなのか？

「諮問会議」での決定的発言により、ヴァローリは市内での政治力を一層、強め、サヴォナローラ派内の事実上の指導者となっていたばかりか、市内の個々の政治、行政問題に関しては事実上の権力者となっていた。だからこそサヴォナローラは修道院の房で執筆、著書の刊行に専心していられた。この両者の間で何らかの交信があり、サヴォナローラは、最終宣告の内容を、おおよそにはあれ感知し、黙認していたのではないか。——そう推測できるように思える。

そうだとすれば、二日前のこの手紙に宣告、処刑への異議を示唆する言葉は無論のこと、遺憾の意を示す言葉も、文章もないのは当然といえは当然かもしれない。

ともあれここからも分かるように、彼は、自分が先頭に立って定めた制度の核心を成す機能を自分が影響を与え得る者たちが妨害しようとしていたのに、ただ黙過していた。しかも彼は、あえてくり返すけれども、この件の終熄後もこれについては一貫して何も語らなかつた。——なぜなのか？ と再び問わざるを得なくなる。

当時、この件について最も明解に語っていたのは、これが生じた時は二八歳だったマキアヴェッリである。この一五年後、『君主論』と並ぶ主要著作の一つ『ディスコルスィ』の第一巻第四五章、「作った法を守らないこと、特にそれを作った者が守らないことは、悪例となる。……」において、その「悪例」としてサヴォナローラのこの時の対応をあげている。

まず彼を、「その学識、思慮、精神力は彼の著作が示している」と讃えた上で、彼の「助力によって」定められた制度の一つである「人民〔= Popolo〕への上訴法」〔= 「大評議会」への上訴法〕が、発効後間もなく、「政庁から国事犯として死刑を宣告された五名の市民〔= cittadini〕が上訴を望んだ時には適用されなかった。当の法が守られなかった」と、「悪例」の事実を語る。そしてすく、サヴォナローラ評価を示す。

このことが、他のあらゆる事例にも増してこの修道士の評判を奪ってしまった。この上訴〔法〕が有益なら彼はこれを守らせるべきだった。有益でないなら、これを定めさせてはならなかった。こうしたことが広く知られたのも、彼はこの法が破られたあとに行なった非常に多くの説教で、法を破った者を非難するでもなく赦すでもなかったからである。というのも、彼が非難しなくなかったのは彼の目的に合った事をした者なのだが、そういう者だからといって赦すこともできなかつたからだ。このことは彼の野心的で党派的な内心を暴露し、評判を落とし、実に多くの非難を集めることになった。<sup>(12)</sup>

鋭敏な感性を有していた青年マキアヴェッリはこう見ていたのだ。——サヴォナローラは、自分が定めさせ

た上訴法をメデイチ家復帰陰謀の犯人などに適用したくなかった。そこで上訴否認を主張している者たちに味方しようとしていたのだが、表面上そうはできず、結局、沈黙策をとらざるを得なかった。このことが「彼の野心的で党派的な」本性を露呈させ、彼の評価を失なわせ、彼を没落へ向かわせることになった。

明解といえは実に明解で、マキアヴェッリの特色がよく表われている。ただし、すぐあとで見るように少なくともこの件の直後は、この対応ゆえにサヴォナローラ支持がゆらいだという目に見える現象はなかったようだ。尤もマキアヴェッリはこの件の一五年後にこう書いたので、ここではその間のフィレンツェの民心におけるサヴォナローラ評価の変化を考慮して書いているのだろう。人々の内心で「評判を落とし、実に多くの非難を集めることになった」と実感していたのだろう。

マキアヴェッリと並ぶ当時の代表的文人、歴史家にして外交官、政治家フランチェスコ・グイッチアルデーニは、この陰謀事件から三〇年あまりあと、すなわちマキアヴェッリの『デイスコルス』から一五年あまりあと、代表的著書の一つ『フィレンツェ史』（参照、↓VI章）でこの件を長々と語っている。初めは事件の発生から死刑宣告までの過程と容疑者五名の家門、経歴、能力、人柄を詳細に語り、次いで宣告への抗議・上訴の否認について、まず次のような見解を披瀝している。――「一定の富、権力、権威、親戚関係、世間の評価、支持を得ていたこの者たちの死は、すべての市民にとって教訓となり得る。それは、人は健在で相応のものを所有していればそこで満足する、もっと多くのものを得ようと欲を出したりしない、ということだ。なぜならそういうことをした場合、大方、打ちのめされるものだからだ」。

次いでこの「教訓」の説明という形で自分の「教訓」を加えている。――このように失敗しても人々が助けに来てくれるだろうなどと「幻想」を抱いてはだめだ。友人も親族も助けに来てはくれない。彼らは、お前と

何の関わりもないことを証明しようとしてお前を迫害する側に入るだろう。「お前が持っていた過去の権威、権力は、お前にとつて有害になる。人は、あいつは実によくやっていたではないか、何がたりなかった、何がほしかったというんだ、と言うものなのだ。こういうことが「処刑された」この五名に起こったのだ。人々は彼らにひどく不満を覚えていたので、彼らは「上訴を承認されたとしても」そこで勝つことはできなかったろう」。

ただしグイッチアルデーニはこの直後に附言している。——「都市〔国家〕を統治していた者が決然として〔上訴〕法の恩恵を彼らに保証していたなら、実に正当な判断とみなされ、都市〔国家〕に大きな名声をもたらしたろう。また〔統治していた〕当の者も非難されることはなかったらう」<sup>(13)</sup>。——実にまっとうかつ適切な見解である。

しかし「教訓」に関する本論自体は、問題の核心からそれている。というのも、こう言つて事がすむわけではないからである。仮に上訴は承認されたけれども「大評議会」で申し立てが圧倒的に否認され、結局は何のちがひも生じなかつたとしても、だから原則的に承認すべきだった上訴を承認しなかつたことも問題ではなかつた、ということにはならない。また、サヴォナローラは承認をうながす発言をすべきだったのになかつたのはなぜか、という問題も消えるわけではない。どういふ結果が予想されたとしても、自身が原理を提示し実現させた制度の本来の機能をはたす方向に人々の目を向けさせようとするべきだったのになかつた、という問題は、——「宗教家」サヴォナローラについては問わないとしても——「政治指導者」、「政論家」サヴォナローラには残る。かつ、政治的次元では彼も俗界の人間だったからだ、いや、敵を弱める、さらには排除するためなら元来の持論はさらりと忘れ、さらには捨てる俗流政治屋に墮していたからだ、あからさまな表現を

避けながらも示唆する批判にさらされても、否定できないことになる。

ただし、この本論にも附言にも注目すべきことが——（この拙論の展開には直説の関わりはないかもしれないけれども）——ある。まず本論での「教訓」、すなわち、「人は健在で相応のものを所有していればそこで満足する、もつと多くのものを得ようと欲を出したりしない、ということ」、である。これは、筆者フランチェスコ・グイッチアルデーニ個人というよりはグイッチアルデーニという家門の特徴を物語っていると思える。

フィレンツェでも有数の名門であるこの家門の特色は、前にも述べたように（参照、↓VI章）、その時々支配体制、支配家門の特色、傾向にかかわらず、その中で、あるいはその下で、中樞ないしそこに近いところに位置して権威を有し続けたことに、かつその時々々の現実の状況の変化にも柔軟に対応しながらその地位と権威を保ち続けたことにある。

フランチェスコ自身も、生涯、常に体制の中樞に近い位置で権威、権力を保ちながら執筆も着実に進めていた。その歩みも著書に表われた思考も常に現実に即したものの、いわゆる現実主義的なものだった。自分より一四歳も下のマキアヴェッリの才能を高く評価して交友を続け、自分の現実の権力の範囲で彼に地位を提供してもいたが、彼とは実に対照的な人生を送った。こうした人物であればこそその「教訓」をここでも語っているように思える。<sup>(14)</sup>——（マキアヴェッリは、グイッチアルデーニ家にくらべれば低い層の、かつ衰えていた家門の出にもかかわらず、△共和制▽下の行政の、政治ではなく行政の中心で才能を發揮し、政治家に勝る目ざましい活動を見た。そしてそれゆえにメデイチ家・メデイチ派の反感を招いて彼らの復帰後、失脚し、追放されたまま人生の大半を過ごした<sup>(15)</sup>）。

次に附言で注目すべきこと。——「都市〔国家〕を統治していた者が決然として〔上訴〕法の恩恵を彼らに保証していたなら実に正当な判断とみなされ……。また〔統治していた〕当の者も非難されることはなかったろう」。

ここで言う「統治していた者」(単数)とは、誰のことなのか? 当時のフィレンツェの統治は独裁体制ではなかった。それなのにグイッチアルディーニはここで統治者を単数で表記している。しかもその氏名はふせている。これは無意識になされたことではなく意識してなされたことではないか。つまり誰かの名をここであえて隠したのではないか。隠されたのは、サヴォナローラという名ではなかったか。つまりグイッチアルディーニは、サヴォナローラがあの時点で、メデイチ家復活陰謀容疑者にも「上訴」法の適用を承認せよと「決然として」発言していたら、命じていたら、フィレンツェの名声もサヴォナローラ自身の名声も高まつていたのに、と言っているのではないか。——そう思えてならない。

というのも、グイッチアルディーニ家は当時、サヴォナローラ支持者だったからである。とはいえ、——ここでも前に見たようなこの家門の特色が見えるのだが——表立ってサヴォナローラ派の活動をしていたわけではなかった。フランチェスコの父ピエロは、メデイチ家のロレンツォ〔豪華公〕支配の時点ではまぎれもないメデイチ派でありながらサヴォナローラを評価し、メデイチ家失脚後はサヴォナローラの新〔共和制〕の支持者となり、彼の失脚、処刑後もその思考は変わらなかつた。この父の影響下で、息子たちはサヴォナローラに関心を持ち、あるいは評価していた。次男イアコポのように彼の信奉者となり、彼亡きあとフィレンツェの公職につくと、職務としてフェッラーラに出かけた折り、彼の生家に行き、青年時代の彼の手紙などを遺族から入手してフィレンツェに持ち帰った者もいた。——イアコポのこうした貢献がなければ、若かつたサヴォナ

ローラが母親に、両親に送った手紙（参照、↓IV章）などが後世に受け継がれ貴重な資料となることはなかったろう。

三男フランチェスコも、サヴォナローラへの関心は小さくないばかりか、『フィレンツェ史』の中で高く、絶讃と言ってもいいほど高く評価していた。（参照、↓VI章）そしてそれゆえに、サヴォナローラについて論ずる、しかも批判的に論ずる、いや論じざるを得ない所で、彼の名をあえて出さず、「〔統治していた〕当の者」と書いたのではないかと思える。

また、「当の者も非難されることはなかった……」、というのは、毅然としてメディチ家復帰陰謀容疑者への「上訴」承認を訴えていれば彼も評判を落とさなかったのに、という哀惜の念の表われかと思える。そうであれば、この問題でサヴォナローラは評価を落とさしたと見ている点で、前で見えたマキアヴェッリの見解に通じている。

なお、ルネサンスの歴史家として現在もなお注目すべきグイッチャルディーニの見解に影響されて採り入れたのか、この二一世紀、この上訴承認問題はあまり意味がないと言わんばかりの説も登場している。すなわち、仮にこの上訴が承認され「大評議会」の審議に附されたとしても、当時のイタリアおよびフィレンツェの情況に即して見ると圧倒的多数で却下されたり、というのである。しかもこの説には、グイッチャルディーニが自説に附した、上訴承認されていたらフィレンツェの名声が、……「統治していた当の者の評判も……」<sup>16</sup>、という観点は附されていない。——ルネサンス期の歴史家の考察とくらべると、現代の研究者の考察、見解の浅薄さを感じざるを得ない。

ただし、現代でも二〇世紀初期には、「これ以外の対応を彼はできなかったろう」という見解が、この頃の最も本格的な、そしてそれゆえこの拙論でもすでに幾度となく引照し引用もしてきたシュニツターの研究書の中で出されている。——「彼は説教壇から、僭主制を創ろうとする試みはいかなることであれ共通善〔公益〕に逆らう最大の悪事として最高の罰に値すると、何度も何度も厳かに宣言してきた」。それなのにこの時、自分の「少数の支持者」が勝手なことをして、つまりメデイチ家復帰の陰謀などに関与して罪に問われたからといって、これに味方するようなことはできなかったのだ。

これは、サヴォナローラ支持説としては、まっとうなものだと言える。しかし、問題の焦点からはそれた説でもある。上訴承認の可否について自分の支持者たちに味方したからといって、彼らの罪そのものを問わないことを支持したということにはならないからである。罪が彼の主導で定められた上訴審で最終的に裁かれるよう彼は発言すべきだったのに、何もしなかったのはなぜかという問題への答えにはなっていない。したがって彼をめぐるこの件についての疑問にも答えていない。

これに答えるには、彼の立場、位置の変化とその時々感性を考慮してみることがあると思える。——三年前ならず前、新共和制樹立の渦中に、いや中心にいた時、彼はいうなれば政治の中心にいた。そしてそれゆえ、無意識のうちに多少とも政治的感性を、あるいは政論家の感性を持ち、それでもって考察し発言していた。しかし今や、彼は樹立された体制の中で、神の言葉、意志を伝える伝道師として日々を送るようになっていた。政治は、前述のようにヴァローリなど自分の派の有力者に託していた。それゆえ政論家の感性は無意識のうちに弱まっていた。こうして、三年前の自身の感性に従えば当然、認めるべき原理、守るべき原理に反せず、原理に反する事がなされていくのを無言で見過ごすことになったのではないか。そして、一人の人間と



しては、無原則といえまことに無原則、無責任といえまことに無責任な姿をさらすことになったのではな  
いか。

なおジョヴァンニ・バッティスタへの手紙の前日、一八日に彼は、一〇名の仲間がベストで死んでいくのを見ても自分も安全な所へ避難したいと言ってきた修道士に対して、かつて喜んで死んでいった多くの者たちの例をあげながら、この修道士の臆病さを強く叱責しているという。このことを紹介している二〇世紀最大のサヴォナローラ研究者——であるのみならず崇敬者だとこれまでくり返し紹介してきた——リドルフィは、「恐れを知らず、燃えるような熱意あふれる」宗教指導者としての彼は、「他者の弱さをよく理解できなかったのだ」と解説している。<sup>(18)</sup>

たしかに彼は、矛盾した対応を示している。信仰心を支えとして情況に耐えようとする者たちには避難を勧めながら、そしてその者たちを実際に避難させながら、自分から進んで避難したいと願う出てきた者に対しては、おそらくは万事の基軸となるべき「真の」信仰心にそむく者として、激しい怒りをぶつけずにいられたかった。つまり、自分が認める「真の」信仰心にそむく者は、赦せなかった。

しかしこれは、「他者の弱さをよく理解できなかった」ということだけからだっただろうか？ 反対に、彼は人間の弱さをよく知っていて、かつ恐れていて、その弱さを自分に向けてぶつけてくる者を断じて受け入れられなかった、赦せなかったから、とも言えるのではなからうか。

ともあれ、先に見た兄弟アルベルト宛ての二通の手紙がどちらかといえは私的情況をよく示唆してくれていたのに対し、今ふれた信仰心に関わる二通の書簡は、公的問題に関わるこの時期の彼の心境をかいま見せてく

れている。この時期、説教という最大の自己表現、表出の武器を奪われた彼には、こうした書簡以外、他者に自分の内心を語る、表出する手段はなかった。書簡は、彼にとつて、忍耐の中で大きな救いだったのだ。——そしてこれらは、くり返しになるかもしれないがあえて言うなら、後世の者にはこの時期の彼をわずかにではあれ知る資料となっている。

ただし彼はこの頃、もう一つの救いを得ていた。信仰上の信念を吐露する著書の執筆、刊行である。一冊は、少し前にふれた『十字架の勝利』の俗語版刊行の準備と、もう一冊、(対話)『預言の真理』の構想、執筆である。前者は「キリスト教信仰の真实性を論証しようとしたもの」<sup>(19)</sup>、「カトリックの教義の完璧な解説」、「信仰の真实性の探究と解説」などと、後者は、「自分の預言的な言辞は嘘か自分の抱く幻想にすぎないという反駁をすべて一掃しようとする」<sup>(21)</sup>ものだと評されてきている。

すでに教皇から破門されている彼が安全な状態で手紙や著書の執筆に専念できたのは、市内での彼の支持派の勢いが弱まらないどころか強まり続けていたからである。見てきたようなメデイチ派の処刑問題への彼の対応も、彼の立場を弱めなかった。この八月の終わりになされた次期(九、一〇月)「政庁」選出でも彼の派が勝利した。九月一三日、ミラーノ公のフィレンツェ駐在大使パオロ・ソメンツィが、「今や修道士派が国政を何らの反対も受けず自由に支配していると言えます」<sup>(22)</sup>と公に報告しているほどだった。

その後、一一、一二月の「政庁」も同派が占めた。これらの「政庁」は無論、教皇庁内部でこれまでも増してサヴォナローラ破門撤回工作を続けた。とにかく教皇の周辺に、すなわち枢機卿たちの中に破門撤回支持者を得ること、あるいは支持者の意思をさらに固めることが不可欠だった。

そのためには、当時の常として、莫大な資金が必要だった。高位聖職者たちを動かす最高の手だてとして高額の資金を欠かせないことは、フィレンツェ市内でも暗黙のうちに広く認知されていた。各「政庁」は無論、市民の間でもそうだった。だからなのか、市内で、様々の噂が飛びかっていたようだ。以前からサヴォナローラに好意的だった枢機卿カラッファは必要な資金として高額を、別の枢機卿ピッコロミニ（Ⅱ後の教皇ピウス三世）はそれを上回る額を求めてきた、「政庁」は破門撤回の見返りならそれを提供するつもりのように、市民たちがすでに高位聖職者たちに相当な額を提供した、等々、根拠を伴わない記述が当時の年代記や、これもしばしば参照してきた彼の最古の伝記「にセブラマッキ」（参照、↓Ⅲ章―註17）には記されている。<sup>(23)</sup>

このような事態を、誰よりもサヴォナローラ自身が、唾棄すべき頹廢そのものとして早くから認識していたのだろう。八月二三日、知人ルドヴィーコ・ピットーリオに送った手紙で、<sup>(24)</sup>「我々の破門については、金で買われたりしたら非常に強い非難に値すると私は思います」と述べている。知人（たち）への、そんなことはないでほしいという彼の心からの懇願のように思える。金銭で教会内の地位を、資格を得る、あるいは保つというのは、彼にとつてこれまでの自身のすべてを踏みにじること、全否定することだったからだ。

しばらくして、噂とは異なり、カラッファ枢機卿は資金の請求を伴わない一つの助言を、フィレンツェの教皇庁駐在大使ブラッチに提示してきた。サヴォナローラに教皇宛ての破門撤回のための手紙を書かせるように、というものだった。その報を受けた「政庁」は、この助言から、目指す成果を得る大きな可能性を察知したらしく、一〇月二三日、ブラッチに返書を送り、枢機卿に彼の助言には全面的に従うと伝えた上で、「この問題での我々の願いはすべて枢機卿にかかっている」とも伝えよと指示した。<sup>(25)</sup>そしてなんと、同じ日付でサ

ヴォナローラが教皇に書簡を發した。

おそらく、ブラッチから助言の通報を受けた「政庁」はすぐサヴォナローラと話し合い、かつ合意して、それぞれの書簡を同日付にし、同時に發送したのだろう。彼は、やはり何としてでもこの閉塞状態から抜け出したかった。忍耐の日々を終わらせたかった。公然と説教を展開する日々を取りもどしたかったのだ。

あえて書簡の全文<sup>(26)</sup>を見よう。——「教皇陛下、その聖なる御足に口づけした上で」、とこの年、五月二〇日の書簡（参照、↓前章）と同一の言葉で語り始めている。

父〔なる陛下〕のお怒りに悲しむ子は、お怒りを和らげて戴けるあらゆる道を、方途を請い求めております。いかなる拒絶に遭いまして、ふだんの御慈悲をあきらめることはございません。聖書にこう書かれていますからです。求めよさらば与えられん。叩けよさらば開かれん（Ⅱマタイによる福音書七・7、ルカによる福音書一・9）。私もこのように致します。陛下のお恵みを停められ〔interdicam〕、他の苦難によるよりも強く苦しんでおりますが、止むことなく陛下の御足の下に身を投じ、私の叫びがつかいには御前にお聞き入れ戴けることをお願い願ひ、かつ私が陛下の御胸から引き離されることを陛下がお望みになられないよう請ひ願ひ上げております。羊飼ひ（Ⅱイエス・キリスト）の羊の一匹として、私はキリスト以外の誰の前に行けばよいのでしょうか？ 誰の声を、祝福を求めれば、聞こうとすればよいのでしょうか？ 誰を救い主として求めればよいのでしょうか？ 私の敵たちの不正や策略から安全な道が開かれておりましたら、もつと早く私は陛下の御足の下にひれ伏していただくでしょう。私はそう致すつもりであります。不安なくそうできますことを、心の底の底から望んでおります。そう致すことで、あらゆる非

難から最終的に免れることができるよう願っております。その時まで、私はこれまで同様、あらゆる事において謹んで聖下に我が身を捧げます。そしてもし私の愚かさや不注意ゆえに何らかの過ちが生じた場合は、聖下が私の中にいささかの悪意も見いだされなくなられた上でお赦し下さいますよう、お願い申し上げます。それゆえ聖下、御心からお情けとご慈悲をお断ち下さいませんようお願い申し上げます。「そうなさって戴ければ」、かつてご自身の子とお認め下さった私が敬虔で、真摯で、常に最も従順な僕しもべだとお分かり戴けることでしょう。謹んで我が身を聖下に捧げます。

フィレンツェのサン・マルコ修道院より、一四九七年一〇月一三日。

聖下の最も従順な子にして小さき僕、説教者修道会のフェツラーラ〔出身〕ヒエロニムス。

教皇側近の枢機卿カラッファに宛てられた「政庁」書簡と同じ日付のこの書簡は、日付のみならず内容も、「政庁」の勸奨と合意の下で書かれたのだろう。そうだとしてもこれほど卑屈な服従心、あえて言うなら屈伏心に満ちた書簡を、サヴォナローラは、心底から否定してやまないアレクサンデル六世に抵抗感を覚えずに書いたのだろうか？ 書けたのだろうか？ おそらく、そうした感情を強く覚えながらも、強いられた沈黙、強いられた忍耐という牢に留まりきれなくなっていたため、書かずにはいられたのだろう。

当時、彼の苦衷を推し量った者、少なくとも量ろうとした者がいたのかどうかは知られていない。苦心の作だったこの書簡への反応は、管見の限り、当時の年代記作者たちの書にも、近現代の主要なサヴォナローラ研究書にも書かれていないようなのである。

これは、サヴォナローラの地位も立場も、こうした彼自身の働きかけとはちがった次元で考えられていたか

ら、より端的に言うなら取引の対象となっていたからだと思える。

この頃、教皇を含むイタリアの権力者たちは、フランス王が軍を率いて再び侵攻して来るのではないかという不安を抱いていた。そういう事態が生じた場合、彼らには、以前の、すなわち九四年のようにフィレンツェをフランス王側につかせたりせず（参照、↓Ⅷ章）、自分たちの陣営に引きこむ必要があった。政治的にも、財政的にもそうだった。この問題を解決するために教皇は、フランス王を神の遣いと崇敬してフィレンツェを王の側に留めてきたサヴォナローラを、一番の取引条件として使えたのだ。自分が中核となっている反フランス神聖同盟にフィレンツェが加わるなら彼を赦免する、彼の説教も赦す、とフィレンツェに働きかけようと目論んでいたのだ。破門に処したままのサヴォナローラは、教皇にとって、いかなれば敵陣に在る自分のだいな手駒だったのだ。

こうした状況でなければ、彼が苦心の末に教皇に書き送った卑屈な服従の書簡は、教皇には無論、教皇の身辺にいる枢機卿たちにも無視されて終わつただろう。

しかし今や、教皇にひれ伏しひたすら赦しを請い求めるこの書簡は、無視などできない重要なものになった。教皇とその関係者には、手駒の価値の大きさを改めて確認させてくれるのみならず、その利用可能性を確信させてくれるものだったからだ。

もうこの書簡だけで、彼らには十分だった。これが示唆しているようにサヴォナローラが教皇の下に完全に服すというなら汝らの言い分をすべて聞き入れてやる、つまり彼の破門を撤回してやる、と言うだけでフィレンツェを配下に組み入れられることがはつきりした、と思えたのだ。あとは、この手駒を使う機会をねらうだけだった。ひたすらひれ伏しているこの書簡、そのものなど、もう捨ておくだけだった。その筆者の心中に思い

を致すことなどなかった。そこにどんな苦衷が在ったかと推し量ることなど、とりわけ彼ら権力者たちにはなかった。

一方、フィレンツェ市内の情況は、サヴォナローラにさらに有利になつていたように見える。一月には彼の礼讃銅メダルが鑄造されたのだ。<sup>(27)</sup> 表には彼の肖像の浮き彫りとそれを囲む頌詞、「説教者修道会（＝ドミニコ会）の最も学識豊かなサヴォナローラ」が、裏にはローマないしフィレンツェの上に下される神の短剣の図とそれを囲む警告文——というよりは、九二年月四月六日に政庁宮で「政庁」首脳を前にして行なつた説教（参照、↓VI章）以降、彼が叫び続けてきたことの核ともいべき文言——「神の剣が地上に直ちに、速やかに」、が浮き彫りにされている直径六センチ二ミリの銅メダルである。（参照、↓次頁）

身辺がこうした状態だったからなのか、彼はまだ樂觀的だったようだ。自信すら持つていたようだ。というのも、フェッラーラ侯のフィレンツェ駐在大使マンフレデーは、彼と長時間の会見後、一月一九日、侯への報告書で、彼は教皇との関係はうまくいく、教皇が自分に同調してくると期待していると述べているのだ。<sup>(28)</sup>

ここから推測する限り、彼は、教皇中心の権力者たちが市外でくり広げている政治の中で、自分は彼らの企み実現のための手駒の一つとされているにすぎないという実情を、あまり感知していなかった。特に教皇は自分を敵陣に在る手中の駒として利用できる限り利用しようとしているだけで、教皇自身が心を入れかえて彼に歩みよることなど毛頭、考えていないとは思っていないかった。逆に、教皇が心を入れかえるのではないかと、かすかにではあれ期待すら抱き、自分の破門は不当だと変わらぬ信しながらも教会の公的な儀式から身を引



表



裏

マルコ・デッラ・ロッチャ (Marco della Robbia, 1468-1532) 作 (か?)。直径62.2mm。フィレンツェ、バルジェッロ博物館蔵。

(写真は *Savonarola e le sue 'Reliquie' a San Marco*, a cura di Magnolia Scudieri, Giovanna Resario, Firenze, 1998, p. 69 による)。



き、公的な説教も一切、行なわなかった。つまり破門処分に見捨てられた。こうして忍耐し続けていけば、いずれ教皇の方から……、と期待しながら、である。

しかし、先の苦心の手紙が、二ヵ月を経て何の反応ももたらさないことで、彼も事態の深刻さ、厳しさを痛感し始めたのだろう。彼の言動が変わり始めた。

二月二五日、クリスマスの「歌ミサ」(「歌唱ミサ」)ミサを司る教会関係者と会衆が役割を分担しながらミサの続く間、歌い続ける」を三回、執り行ない、自身の手で修道士たちや何百人もの平信徒に聖体を授け、さらにサン・マルコ広場で他の修道士たちとともに厳かに行列行進をしたという<sup>(2)</sup>。みずから取り囲む忍耐という牢の壁を、みずから崩し始めた。そうせざるにいられなくなったのだ。

ただし市内の情況は変わらなかった。クリスマスのあとすぐ、翌九八年一、二月期の「政庁」選出で、またまたサヴォナローラ派勝利の結果が出た。そして新「政庁」(執政長官)ジュリアーノ・サルヴィアーティは、サヴォナローラ復権、復活のための動きを、これまでの「政庁」にもまさる勢いで始めた。まず、ピーサ帰属問題担当の大使としてドメニコ・ボンスイを教皇庁に送った。その任務として彼に特に指示されたのは、「修道士ジローラモの全面的で無条件の赦免」の達成、だった<sup>(3)</sup>。ボンスイは、名目はピーサ問題担当大使で実質はサヴォナローラ問題担当の特使だったようだ。

次に新「政庁」はサヴォナローラに、これまで説教で語ってきたフィレンツェの統治や統治制度に関わる見解の要諦を教示する論文を、速やかに執筆するよう求めた。「(全権)十人委員会」も彼にその執筆を勧めた。彼主導で導入され、彼の説教に依拠して設立され、支えられ、運用されてきた「共和制」の理論的説明を、根

抛を、彼自身の手による文章として、論文として残しておこう、おかなければ、と「政庁」もその下の軍事・外交担当の「(全権) 十人委員会」も考えたのだろう。

政治指導者層が、政治体制の運営者、政権の執行者として、体制と権力の正統な根拠を説く体系的な説明を、理論を欲したとすれば、自説を常に自分の信仰する教義に依拠して論理的に説明し主張してきたサヴォナローラの支持者にふさわしいことではある。

だが、なぜこの時点でこうしたまとまった理論的説明を求めたのか？ ここで今、彼に書き残してもらわなければ、と多少とも彼の行く末について危機感を覚え始めていたからではないのか？ こうした疑問がどうしても生ずる。だが、これを解くヒントのようなことも、管見の限り、当時の記録や書物では、残念ながら提示されていないようだ。近・現代の論考でも同様のようだ。

ともあれ「政庁」の求めに応じた彼はすぐ執筆にとりかかり、三月（の遅くも二〇日すぎ頃までに）、「序詞」と三篇から成り、各篇が三章から成る「フイレンツェ市国の統治および統治体制論」を完成することになる。<sup>31</sup> 論文の大意は完成時点の情況にふれる章で概観することにし、ここではこの論の冒頭、「序詞」<sup>32</sup> だけを見ることにする。実はこの「序詞」で、これを書き始める直前、すなわち九七年末頃までの彼の著作について説明されているからである。

まず、「政庁」の要請を「お断わりしがたい」理由を述べている。

……神の御心により、私は皆様のこの都市〔国家＝*città*〕で長年、説教を行なつてまいりましたが、常

に次の四つの問題を追求してまいったからです。すなわち、私の全知識を傾けて努めてまいりましたのは、「1」信仰は真実であることの証明、「2」キリスト信徒の生活の質素さは至高の英知であることの証明、「3」一部は生きてきているが他は程なく生ずるはずの未来の事柄の予告、そして最後は、「4」皆様の都市「国家」のこの新しい統治「体制」について「の考察」であります。初めの三題につきましては、すでに著述を終えておりますが、第三番目の問題についての『預言の真理性』と題しました本だけは、未だ刊行致しておりません。四番目の問題につきましては、私どもが自然の理ことわりと教会の教義に合致した正当な知識を解いていることを、この世に普く明らかにするべく、これから著述しなければなりません。

（文中の「数字」は引用者註）

文中の「1」は、先にふれた『十字架の勝利』俗語版、「2」は、九六年八月にラテン語版、同年一〇月に俗語版を刊行した『キリスト信徒の質素な行き方』、「3」は先にふれた『預言の真理性』である。——くり返しになるが、これらの著述、修訂、そして刊行が、前述の多数の書簡の執筆とならんで、破門、説教禁止の処罰の下で耐えがたい忍耐の日々を生きていた彼の支えになっていた。そこに、九八年に入つてすぐ、「これから著述しなければ」と考えていたことを、なぜか「政庁」から著述せよと要請されたというわけである。答えはいうまでもない。

私はこの問題を初めの「三題についての」三冊同様、ラテン語で著述したいと、また、一修道士が世の諸々の政体〔=Statu〕についてどのようになつたか、どの程度に、かつどんな時点で論じかつ関与するのがふさわ

わしいのかを示しておきたいと考えてまいりましたし、また考えております。しかし貴政庁は、読み書きのできる者の中でラテン語を解する者は少数ゆえ、一般の用に供するために俗語で、かつごく手短かに書くようにとお求めですので、私と致しましては、まず「この」小論を「俗語で」仕上げたく存じます。そして後に、現在の職務から解放された時、全能なる神がお恵み下さるでありましょうご助力を戴いてラテン語に翻訳致したく存じます。

思わず哀感をそそられる文章である。「全能なる神がお恵み下さる」自分の人生はあとどれほど残っているのかを、人は、サヴォナローラのように何人にも増して深く神に「依り頼む」人生を送ってきた者でさえ、知ることができない。三月二〇日すぎ頃までに完成し、すぐ印刷に附されたというこの俗語論文が刊行されたのは、彼の人生が閉じられるこの九八年、五月二三日の数日前だったという。ラテン語に翻訳するための月日を、「全能なる神がお恵み下さる」ことはなかったのである。

これを書き始めたころは、市内での彼の評価は高まるばかりで、もはや破門も説教禁止も忘れられたかと思われるほどだったようだ。先に「虚飾の焼却」に加わるなど彼に心酔していた子供たちは彼の説教の再開を求める声を上げ、大人たちは彼の「説教に飢えている」と彼に再開をせがんだという。<sup>(33)</sup>

そればかりか、この年、九八年では救世主の顕現記念(「エピファニア」)の日にあたる一月六日、「政庁」の「執政委員」たちが古くからの慣習に従ってサン・マルコ修道院に行き、<sup>サ</sup>聖マルコに奇進した時、委員たちは祭壇でサヴォナローラの手口づけをしたという。ランドウッチによれば、「これには一番ものがわかってい

る人たちがとても驚いた。修道士の敵たちよりも味方の者たちが驚いた。エピファニアの日だったのだ<sup>35</sup>。こうした事も影響したのか、ある噂が広まった。彼は説教を再開する、二月二日（「聖母の清め」カンデーローラの日）にだ、と日付まで特定された内容のものである。

一月末日、フェツラー侯の大使マンフレディはサヴォナローラと会見し、噂の真否を尋ねた。大使が侯に送った報告書簡によると、サヴォナローラの答えは、今度の四旬節（「復活祭前の四〇日」）には、あるいはもっと早く、自分に指示することのできる者が指示してきたら説教しようと心に決め、準備もしている、だった。その指示は教皇からのものか、それとも「政庁」からのものかとの問いには、「政庁」からではない、もちろん教皇からでもない<sup>35</sup>と強く否定し、自分は「教皇をも他の被造物をも超えた方からの指示を待っている」と答えたという。——自分は神の指示にのみ従って決意し行動するのだという宣言である。

噂されていた二月二日、彼は説教しなかった。彼の言葉をそのまま信じれば、神からの指示がまだなかったということなのだろう。実際は、彼は教皇に密かな期待を、かすかにではあるかもしれないが、まだ抱いていたのだろう。そして、破門されたまま説教に踏み切るといふ、まさに最終的、決定的抵抗に踏み出すことは控えていたのだろう。

ところが、日をおかずして教皇の意思が伝えられた。少し前ローマに派遣されたばかりの大使ボンスイから「政庁」に、そしてサヴォナローラにも、二月八日付の書簡が届いたのだ。教皇はフィレンツェ人の（「反フランス神聖」同盟への加入を彼の破門撤回の条件としている、という報告だった。この条件が満たされれば教皇はフィレンツェの望むことをすべて赦すだろうと、大使ボンスイは書き加えていた<sup>36</sup>）。

教皇は、先のサヴォナローラの卑屈な詫び状から、自分の手駒の利用は意外に容易だと感得し、さっそく利

用しようとしてきたのだ。しかしサヴォナローラにとっては、これは自分の信仰の核心を明け渡せと求められたものだった。というのも、彼にとつて神の都市〔国家〕フィレンツェの「統領」は神以外ではあり得ず（参照、↓IX章）、したがって神以外の存在の指揮下に入ることはあり得ない、いやあつてはならないことだからである。神への不敬の限りの日々を送り、本来なら「聖職者の最低位の職にもつげなかった」教皇アレクサンデル六世（参照、↓VI章）の指揮下に入ることなど、彼にしてみれば、およそ想像するだけでも神に逆らう行為だった。伝えられた教皇の意思は当然、断じて受け入れられなかった。

彼門撤回のかすかな望みは、こうして完全に消えた。同時に、忍耐という彼の内心の綱はぶつり切れた。いや彼は、かろうじて自分で自分を閉じこめてきた忍耐という牢の壁を、自分で一気に崩壊させた。

ローマからの八日付の書簡がフィレンツェで読まれたのは、早くても九日午後、遅ければ一〇日午前だったろう。いずれだったにせよ、この書簡を受けたサヴォナローラの反応は早かった。一日すなわち七旬節の主日〔Ⅱ復活祭のほぼ六三日前〕に大聖堂の説教壇に上がる、と決断したのだ。反応のこの早さのためなのか、彼はもう先のクリスマスの時から、この一日の説教再開を支持者たちに約束していたとも言われている。<sup>(37)</sup> そうだったとすれば、決意していたことを新たな書簡に突き動かされて実行したということになる。

決意した時、あるいはその後のいずれかの時点で、もうとうに彼は、——前章で見たことから分かるように——説教を再開したりすればその時から自分はこの世での存在の最終段階に入ることになる（かもしれない）と、相当程度、意識していたと思える。

他方、教皇は事の推移を深く考慮していなかったのではないか。というのも、サヴォナローラの自分に対する反撥、反抗が、これほど万事、神の意志に、法に則して考察するという信仰の核心から発しているものだと

は思っていないなかった、いや思えなかったと推察されるからである。——前章でもふれたように——自分の目ごとの言動への表層的反撥、反抗だと無意識のうちに軽視していた。それゆえ、破門撤回を餌にすれば彼は反抗してこないだろうと計算していた。そう思われるからである。

この教皇は、信仰の核心から事を考えるところというようなことは終生できない、いやしない人間だった。のみならず、そうしている人間の考え方を理解することも推し量ることもできない、そうしようと思うこともない人間だった。そう思われてならない。俗人中の俗人だったと思われてならない。

サヴォナローラは、教皇の座を占めるこのような人間と対峙していた、いや対峙せざるを得なかったのだ。

## 註

- (1) Ai suoi diletti fratelli, in *Le lettere di Girolamo Savonarola, ora per la prima volta raccolte ecc.*, da R. Ridolfi, cit. pp. 152-154. Introduzione, pp. CXLI-CXLII. この終わりの頁 (CXLII) ではこの書簡が「一六世紀に Tractato medicinale contra peste spirituale (『魂のペスト医療論』) という一般的な題で刊行された」と解説されている: P. Villari, *Op. cit.*, vol. II, pp. 42. なお Villari はこの「この文書のタイトルを「[神に]選ばれた者たち」(Epistola a tutti gli Eletti) とし、「抗ペスト医療論」(Trattato medicinale contro la peste) とも称された」と附記した上、一五三八年にヴェネツィアでも刊行されたと註で述べている。

なお念のため附記しておく、原題名「...fratelli (兄弟たち)へ」が「...frati (修道士たち)へ」と誤

読、誤記され、彼のサン・マルコ修道院の修道士たちへ宛てたものと誤解されている例が幾つかある。書簡内容を確認すれば、こうした誤解は生じないはずなのに、と思われる。

- (2) E. N. *-Lettere e Scritti Apologeticci*, cit., pp. 168-169.
- (3) *Ibid.*, pp. 185-186.
- (4) P. Parenti, *Op. cit.*, pp. 119-125; B. Cerratani, *Op. cit.*, pp. 236-239; I. Nardi, *Op. cit.*, pp. 106-110; F. Guicciardini, *Op. cit.*, 163-168; P. Villari, *Op. cit.*, pp. 44-62; J. Schnitzer, *Op. cit.*, S. 448-450; Nuova ediz., cit., pp. 2-4; R. Ridolfi, *Vita*, cit., 314-315.
- (5) G. Guidi, *Lotte, pensiero e istituzioni politiche nella repubblica fiorentina dal 1494 al 1512*, II, cit., p. 733.
- (6) *Ibid.*, pp. 725-733.
- (7) E. N. *-Prediche sopra i Salmi*, vol. I, cit., pp. 1-17.
- (8) *Ibid.*, pp. 97-110.
- (9) Cfr. P. Villari, *Op. cit.*, vol. II, pp. 58-59.
- (10) E. N. *-Lettere e Scritti Apologeticci*, cit., pp. 200-201.
- (11) D. Seward, *Op. cit.*, (2006), p. 194.
- (12) N. Machiavelli, (Edizione nazionale delle opere), *Discorsi sopra la prima deca di Tito Livio*, Roma, 2001, pp. 218-220.
- (13) F. Guicciardini, *Op. cit.*, (a cura di L. Scaranò), pp. 163-169.
- (14) この家門およびフランチェスコを含むこの家門の人物については、参照↓R・リドルフイ『マキアヴェッリの生涯』、前掲、拙訳・註解者による「人物解説」の項、「グイッチャルデーニ家」、四八(七六



一) 一五二(七五七)頁。

- (15) くわしくは参照。→前掲『フキアウエッリの生涯』。
- (16) L. Martines, *Op. cit.*, (2006), p. 198.
- (17) J. Schnitzer, *Op. cit.*, S. 452-453; Nuova ediz., cit., p. 4-5.
- (18) R. Ridolfi, *Vita*, cit., p. 312.
- (19) *Ibid.*, pp. 312, 321.
- (20) P. Villari, *Op. cit.*, vol. II, pp. 68-69.
- (21) R. Ridolfi, *Vita*, cit., pp. 312-313.
- (22) P. Parenti, *Op. cit.*, p. 218. ‘*メソンの報告原文抄*’ in P. Villari, *Op. cit.*, vol. II, p. xxxv.
- (23) *Archivio storico italiano*, Appendice, N. 25, 1850, p. 161; P. Parenti, *Op. cit.*, p. 199; Pseudo Burlamacchi, *Op. cit.*, p. 105.
- (24) E. N. -*Lettere e Scritti Apologetici*, cit., pp. 183-184.
- (25) *Archivio storico italiano*, Appendice, N. 25, cit., pp. 162-163.
- (26) E. N. -*Lettere e Scritti Apologetici*, cit., pp. 204-205; G. Savonarola, *Apologetic Writings*, edited and translated by M. M. Mulchahey, (2015), cit., pp. 100-103; *Selected Writings of G. Savonarola*, (2006), cit., p. 308.
- (27) P. Parenti, *Op. cit.*, p. 215.
- (28) R. Ridolfi, *Vita*, cit., p. 319.
- (29) P. Villari, *Op. cit.*, vol. II, p. 86; R. Ridolfi, *Vita*, cit., p. 322.
- (30) A. Gherardi, *Op. cit.*, p. 175. ——の短く指令書には月日の記載がなく。

- (31) E. N. *-Prediche sopra Aggeo con il Trattato circa il reggimento e governo della città di Firenze*, a cura di Luigi Firpo, Roma, stampa 1965, pp. 433-487. シローラモ・サヴォナローラ『ルネサンス・フィレンツェ統治論 説教と論文』、拙編訳・解説、無限社（岡崎）、修訂第三刷、二〇一〇年、二一七―三〇八頁。
- (32) 同拙編訳・解説、二一八―二二〇頁。但しこの拙訳は右記のEN版とは別の版を基にしている。
- (33) R. Ridolfi, *Vita*, cit., pp. 322-323.
- (34) *Ibid.*: L. Landucci, *Op. cit.*, p. 161. (前掲日本語訳、一六八頁)。
- (35) R. Ridolfi, *Ibid.*
- (36) A. Gherardi, *Op. cit.*, p. 176; D. Seward, *Op. cit.*, p. 196.
- (37) P. Villari, *Op. cit.*, vol. II, p. 86; D. Seward, *Ibid.*, p. 200.

(以下、続載)